

排出事業者のための有益情報満載ニュースレター

WASTE TODAY

6月号
2018

2018.6.20

発行者：株式会社リーテム

✓ 今月のテーマ 「中国廃棄物輸入規制ショック!!」

ご存知の方も多いと思いますが、中国はこれまで資源不足を補うため、海外の廃棄物を原材料として輸入してきました。ところが2017年7月に、中国政府は世界貿易機関（WTO）に対し、廃プラスチック、雑紙、雑品スクラップ等の廃棄物、すなわち外国ごみ（＝洋垃圾）の輸入を段階的に停止すると通告しました。2018年12月末には全面停止すると発表しています。この規制は日本のリサイクル、資源、その他関連業界に非常に大きな影響を及ぼしつつあります。

🗨️ 輸入規制の背景

中国が輸入停止を目指すに至った理由には、次のことがあると言われています。

1. 外国から輸入した廃棄物の中に汚染物質が混入していて、中国国内に深刻な環境汚染を引き起こしていること。
2. 経済成長に伴って中国国内での廃棄物の排出量が増えてきたので、国内に健全なリサイクル産業を育成し、国内発生廃棄物をきちんと回収し、それを適正にリサイクルして原材料に利用する仕組みを促進したいこと。

🗨️ 中国輸入規制と日本の関連制度見直し

過去に本コラムでご紹介したとおり、日本国内では「雑品スクラップの取扱い・輸出」を巡り、雑品スクラップのぞんざいな扱いに伴う有害物質の飛散や流出による、生活環境保全上の問題や不適正輸出に伴う環境汚染を防止する観点から、関係する2つの法律の改正がされました。

① 廃棄物処理法

「有害使用済機器」という新たな分類を設け、管轄自治体への「事業届出」を義務化。違反者に罰則。

② バーゼル法

取締り現場での迅速な規制対象物認定の実現や、規制対象物の法的根拠の明確化のため、特定有害廃棄物等として「規制対象物」を規定。（現在、省令案を調整中）

	中国	日本
2017年	3月 ナショナルロード2017（グリーンフェンスⅡ） ●輸入ライセンス企業1800社検査 ⇒ 1070社取締り（逮捕、罰金、事業停止 → ライセンス取消。廃プラ87%）	
	7月 固体廃棄物輸入管理制度改革実施案通知	
	8月 2017年輸入廃棄物管理目録（公告） ●24種類（禁止）2017年12月31日（※2018年3月31日） ●廃プラ（生活由来）1類8種 ⇒ 生活系× ●古紙（未選別古紙）1種 ●雑品スクラップ ⇒ 廃五金（基板、電池等取り外し後）は除く	日本では雑品くずの取扱いを巡り、制度見直し
	12月 雑品スクラップ輸入許可業者基準強化 ●自社で加工可能なプラントを有する（商社等の排除）	12月 廃プラ高度化施設に緊急補助 ●国内に資源循環徳利用先を確保
2018年	3月 輸入制限類の基準強化 ●廃プラ 異物2% ⇒ 0.5% ●雑品スクラップ（廃五金） 銅分10-60%⇒80%以上 ダスト2%⇒0.5% ●黒モーター、基板の混入禁止 ●非鉄スクラップ ダスト2% ⇒1% ●雑品スクラップ受入港 20港→浙江省台州市、寧波市2か所に集約 ●香港経由の輸出貨物も水際対策	
	4月 輸入廃棄物の管理目録（公告） ⇒ 廃プラ（全て）、雑品スクラップ全面輸入禁止 ●16種類（禁止）2018年12月31日 ●廃プラ（工業由来）1類8種 ⇒ すべて ●雑品スクラップ（廃五金、雑線、黒モーター） ⇒ すべて	4月 廃棄物処理法の改正施行 ●有害使用済機器（家電4品目、小型家電28品目）の保管等に関するガイドライン ●2018年9月30日までに「登録」が必要 ⇒ 設備投資、「登録」なければ事業継続困難
		10月 バーゼル法（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律）の改正施行 ●省令案（パコメ；3月）…検討中 ●有害使用済機器（32品目） ●同業務用機器、給湯器、配電盤、無停電電源装置（VPS）及び冷却用コンプレッサー（黒モーター） ●同上混合物 ⇒ 雑品スクラップとしての輸出は中国、第三国すべて規制



株式会社リーテム

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-15-2 新神田ビル7F
TEL. 03-5256-7041 Mail. info@re-tem.com https://www.re-tem.com/

🗨️ 輸入規制による影響

🌍 全世界への影響

日本の他に、米国、タイ、ドイツ、オーストラリア等々がこれまで中国へ廃棄物を輸出してきました。輸入禁止となる対象が、廃プラ全量（735万 t）、古紙（雑古紙）、雑品スクラップ（350万 t）と広範に及ぶことから、全世界の再生資源等に係る産業サプライチェーン及び関係企業・業界（社会制度含む）全体に多大な影響が及んでいると見られています。

● 日本への影響

- 日本から中国向け廃棄物の輸出は、2004年以降の中国の経済発展とともに急激に増大して15年が経ち、「需要先としての中国」を前提に、社会システムが構築されてしまっています。例えば廃プラスチックの場合、2016年には日本でマテリアルリサイクルされる廃プラスチック量全体の63%にあたる約130万tが中国（香港経由含む）向け輸出されました。
- 廃プラスチック、雑品スクラップ、雑古紙の輸入規制が本格実施されると、計250万tの「行き場のない廃棄物」が発生すると予測されています。
- 今回の急激で目つ大規模な変化に対応する調整余力が日本にはほとんどないため、すでに、関係商材の国内滞留、処理・リサイクルの受け皿の逼迫に伴って、リサイクル処理料金の高騰などの影響が生じています。

🗨️ 本件の続報 →→→ 規制対象品目ごと（廃プラスチック、雑品スクラップ）の動向

今後のニュースレターで続編をお伝えします！

廃プラスチック、雑品スクラップ、の2つにフォーカスを当て、それぞれの動向や、今後どのように変化すると予測されるのか等、詳細な情報を引き続き本ニュースレターでご紹介いたします。



廢プラスチック



雑品スクラップ

◇ リーテムのサービスのご紹介



リサイクルマネジメント請負サービス

https://www.re-tem.com/service/service_list/recycling-management/



広域認定運用リスク診断コンサルティング

https://www.re-tem.com/service/service_list/regional_risk/



 株式会社リーテム

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-15-2 新神田ビル7 F
TEL. 03-5256-7041 Mail. info@re-tem.com <https://www.re-tem.com/>